

知事部局
医療局長
企業局長
教育長及び教育委員会事務局
警察本部長及び警察本部

入札制度改善等検討委員会規程の一部を改正する訓令を次のとおり定める。

平成19年 3月30日

岩手県知事 増 田 寛 也

入札制度改善等検討委員会規程の一部を改正する訓令

入札制度改善等検討委員会規程（平成12年岩手県訓令第22号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(組織) 第3条 [略] 2 [略] 3 委員は、岩手県知事部局行政組織規則（平成13年岩手県規則第46号）第2章に規定する部局等（ <u>総合雇用対策局を除く。</u> ）及び出納局（以下「部局」という。）の長、医療局長、企業局長、教育長並びに警察本部警務部長をもって充てる。 4 [略] (幹事会) 第6条 [略] 2 幹事長は総務室長をもって充て、幹事は総合政策室政策推進課、県土整備部建設技術振興課、 <u>出納局総務課及び医療局管理課の総括課長、主管室の管理担当課長、教育委員会事務局教育企画室予算財務担当課長</u> 並びに警察本部警務部会計課長をもって充てる。 3・4 [略]	(組織) 第3条 [略] 2 [略] 3 委員は、岩手県知事部局行政組織規則（平成13年岩手県規則第46号）第2章に規定する部局等及び出納局（以下「部局」という。）の長、医療局長、企業局長、教育長並びに警察本部警務部長をもって充てる。 4 [略] (幹事会) 第6条 [略] 2 幹事長は総務室長をもって充て、幹事は総合政策室政策推進課、県土整備部建設技術振興課、医療局管理課の総括課長、 <u>主管室及び出納局の管理担当課長、教育委員会事務局教育企画室学校施設担当課長</u> 並びに警察本部警務部会計課長をもって充てる。 3・4 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。